

最低制限価格制度（算出方法等）の改正について

鎌倉市では、最低制限価格制度の改正を行いました。改正部分は赤字で記載されていますのでご確認ください。令和4年（2022年）4月1日以降に公告する案件から適用します。

《対象となる工事等》

予定価格（税込み）1億5,000万円未満の工事請負契約及び工事に附属する委託契約。
なお、予定価格（税込み）1億5,000万円以上の工事及び工事に附属する委託、総合評価方式を適用する工事については、引き続き低入札価格調査制度を適用いたします。

《最低制限価格の算出方法》

①工事請負契約における最低制限価格

予定価格算出の基礎とした工事費積算内訳書等に基づき、次の方法により算出する額とします。ただし、その額が工事の予定価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合又は7.5/10を乗じて得た額に満たない場合は、これらの額とします。

改正前

改正後

（令和4年（2022年）4月1日から）

◎適用範囲

予定価格の7.5/10から
9.2/10

◎算出式

- (1) 直接工事費×0.97
+
(2) 共通仮設費×0.9
+
(3) 現場管理費×0.9
+
(4) 一般管理費×0.55

(1) から (4) の合計額（税抜）

◎特別な技術を要する専門工事等

予定価格×7.5/10から
9.2/10までの範囲で市が定める。

*上記の算出方法で得た額の千円未満を切り捨てた額を最低制限価格とします。

◎適用範囲

予定価格の7.5/10から
9.2/10

◎算出式

- (1) 直接工事費×0.97
+
(2) 共通仮設費×0.9
+
(3) 現場管理費×0.9
+
(4) 一般管理費×0.68

(1) から (4) の合計額（税抜）

◎特別な技術を要する専門工事等

予定価格×7.5/10から
9.2/10までの範囲で市が定める。

*上記の算出方法で得た額の千円未満を切り捨てた額を最低制限価格とします。

また、工事費積算内訳書等にスクラップ処分費が計上されている場合は、工事費積算内訳書等と同様にスクラップ評価額を引き、千円未満を切り捨てた額を最低制限価格とします。

②工事に附属する委託契約

◎適用範囲 予定価格の8/10

◎対象 1億5,000万円未満